

前回の調査票からの主な変更点について

今回の調査は、前回（令和元年度）の調査との比較に重点を置いて実施します。そのため、ほとんどの設問をそのまま用いることとしています。

主な変更点は次のとおりですので、変更点を中心に御意見をいただきたいと思います。

なお、設問番号の整理やレイアウトの調整は、委員の皆様からの意見を反映させる過程で行っていきます。

よろしく申し上げます。

主な変更点

1 医療的ケアについての設問を新設（障がい児については、設問の追加になります。）

（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者）

令和3年9月18日に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）が施行されました。この法律は、「医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること」を目的にしています。地方公共団体は、「自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務」を負い、保育所や学校の設置者等は、「適切な支援を行う責務」を負うと明文化されました。そして、支援に当たっては、医療的ケア児が、「18歳に達し、又は高等学校等を卒業した後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮して」支援を行われなければならないとされています。

医療的ケア児・者の受けている医療的ケアの内容や困りごとを把握するため、設問を新設します。

なお、当市では、令和元年に「医療的ケアを必要とする方に関する実態調査」を実施しており、令和元年度第1回の当協議会において、その結果を報告させていただいております。

2 新型コロナウイルス感染拡大による生活への影響についての設問を新設

（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者）

新型コロナウイルスの感染拡大により、ライフスタイルが大きく変化しました。令和2年1月に、国内で新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、様々な感染症対策やワクチン接種が進められていますが、感染者は増減を繰り返しており、この状況はまだしばらく続くと思われまます。

そのため、感染症流行期における困りごとを把握するため、設問を新設します。

3 情報アクセシビリティについての設問を追加（別添資料も参照してください。）

（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者）

令和4年5月25日に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。この法律は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」ことを目的としています。地方公共団体は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務」を負うと明文化されました。そして、これらの施策は、「障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施する」こととされました。

地方公共団体に取り組む基本的施策については、別添の資料を参照してください。

市町村障がい者計画を変更する場合には、この法律の規定の趣旨を踏まえたものとするよう規定されていることも踏まえ、障がい者の情報取得、意思疎通に必要な取り組みを把握するため、設問を新設します。

4 サポートブックについての設問を新設

（障がい児）

令和元年度のアンケートでは、今回行うくらしのアンケートとは別に、サポートブックに関するアンケートを実施しました。今回、くらしのアンケートと併せてサポートブックに関する調査も同時に行うこととしました。

令和元年度に行ったサポートブックに関するアンケートの設問を、ほとんどそのまま用

いています。

5 ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングについての設問を新設

(障がい児)

令和2年度、令和3年度に、あいち発達障害者支援センターが行う「親子支援プログラム」が市内で開催されました。このプログラムは、発達障がい又はその疑いのある就学前の児童の子育てに不安を抱えている保護者が、子育てについて一緒に学ぶためのプログラムです。内容は、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ピアカウンセリングを組み合わせたものです。

令和4年度からは、「おうち療育応援プログラム」という名称で、市の事業として同様のプログラムを実施します。

今後の施策の参考にするために、設問を新設します。

なお、第5次春日井市障がい者総合福祉計画において、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数」が活動指標として定められています。

※ペアレントプログラム（厚生労働省ホームページより）

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

※ペアレントトレーニング（同）

保護者や養育者の方を対象に、行動倫理をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの1つです。